

公益社団法人日本表面科学会 講演奨励賞規程

平成 25 年 10 月 5 日理事会承認

(目的)

第 1 条 公益社団法人日本表面科学会（以下本会という）は、若手研究者奨励のため、日本表面科学会講演奨励賞を設け、本規程によって授賞する。

2 本賞は、本会の学術講演会において、表面科学の発展に貢献しうる優秀な一般講演論文を発表した若手会員に対して講演奨励賞を授与し、その功績を称え研究意欲を高めることを目的とする。

(種別)

第 2 条 本賞には受賞対象者の資格に応じて「講演奨励賞（若手研究者部門）」、「講演奨励賞（新進研究者部門）」および「講演奨励賞（スチューデント部門）」を設ける。

(表彰対象)

第 3 条 表彰対象は、本会の学術講演会において、表面科学の発展に貢献しうる優秀な一般講演論文（ポスターセッション論文を含む）を発表した個人会員であり、かつ本講演奨励賞をまだ受けていないものであって、表彰対象部門に応じて以下の項目を満たすものとする。

(両部門共通)

- 1) 講演論文の筆頭者であること。
- 2) 登録された登壇者であり、かつ実際に登壇した者であること。
- 3) 講演申込み時に、講演奨励賞に応募（ただし各回 1 人 1 件に限る）した者。

(若手研究者部門)

- 4) 発表年月日以降の 4 月 1 日時点で満 33 才以上、満 39 才以下の正会員であること。

(新進研究者部門)

- 5) 発表年月日以降の 4 月 1 日時点で満 32 才以下の正会員であること。

(スチューデント部門)

- 6) 発表年月日において学生として在籍する学生会員、または発表年の途中まで学生として在籍した正会員、または、学術講演会委員会において資格ありと認められた者。

2 論文発表者で、会員外（協賛学協会会員および非会員）の者は表彰対象としない。

(選定)

第 4 条 学術講演会委員会および論文賞等選定委員会は、候補者より受賞対象者を選定し、理事会に推薦する。会長は、理事会に諮り、受賞者を決定する。

(表彰)

第 5 条 受賞者は、本会定例総会、または学術講演会にて表彰する。

2 受賞者には表彰式において賞状を授与する。

(内規)

第 6 条 受賞対象者の選定を行うにあたり、上記両委員会は、必要があれば選定基準内規を作成し、理事会の議を経て、これを規定する。

(規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は理事会の議決をもって行うものとする。

付則

この規程は平成 25 年 10 月 5 日から施行し、平成 25 年 10 月 5 日から適用する。